

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」の徹底審議を求める請願

一 請願要旨

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」は、「不登校対策」と夜間中学の拡充を趣旨とするものですが、大多数の不登校当事者や経験者、保護者の多くの懸念や不安の声を聞くことなく、また全国の不登校の子どもたちの実態とニーズを子どもの立場に立って調査・反映することなく、ごく一部のフリースクールに関係者の意見のみを当事者の賛意の根拠として、法案提出に向けて作業が進められてきました。

この法案は、不登校の責任を当事者におしつけ、学校になじまない子どもだけに学校以外の場所での教育を行う別学体制を敷いて法の下での平等を侵害し、学校の改善につながらない内容になっています。不登校の子どもを法律によって定義し、子どもたちを分類して、縛り、追いつめるものです。分類した先は、不登校とされた子どもばかりが集められることになり、学校から多様性をうばい、社会全体をより窮屈なものにします。

2016年4月28日の議員連盟総会においては自民・公明・民進・おおさか維新が法案を了承、共産・社民は「不登校に関する部分は成立を急がず、市民の声を聞いて慎重に審議を。夜間中学に関する部分は速やかに成立を。」と反対しています。超党派の議連内で全会派一致を得られない内容で、反対や懸念や不備と不十分さを理解しながら、議員立法に付帯決議をつけて成立を急ぐのでは、当事者のための法律になりません。今国会での成立を急がず、フリースクールに関係しない当事者、保護者、教職員、研究者、教育学者等、幅広い意見をよく聞いた上で、時間をかけ徹底的に審議をしていただきたいと思います。

二 請願事項

- 1 法律が必要か否かも含めて拙速を避け十分な時間をかけて徹底的に審議してください。
- 2 審議には参考人を招致して、フリースクールに関係しない学識者や不登校にかかわる当事者の声を聞く機会を設けてください。
- 3 夜間中学の拡充は趣旨が異なるので、別の法案として分けて検討してください。

氏名	住所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

【取扱団体】 不登校・ひきこもりについて当事者と語りあういけふくろうの会

〒201-0004 東京都柏江市岩戸北3-6-17-309 伊藤書佳 ☎090-2672-8435

*この署名は憲法第16条に保障された請願権にもとづくものです。 *この署名用紙は国会に提出する以外には使用いたしません。

【郵送先】 〒201-0004 東京都柏江市岩戸北3-6-17-309 伊藤書佳